

銀行取引規定

- ・一度の認証で個人口座と個人事業主口座間の口座切替が可能となることに伴う記載事項の変更

改定後	改定前
<p>第5条（本人確認の方法）</p> <p>3. 口座開設以降の取引においては、当社は、当該取引に際して当社が受信したログインID、ログインパスワード、電子証明書、スマートフォンによる指紋・顔認証情報など（以下、総称して「本人確認情報」といいます）と届出の本人確認情報の一致を本規定にしたがって確認することにより本人確認を行います。<u>なお、複数の口座を開設している場合、本人確認後の保有する口座間の切り替えにおいては、一度の認証で複数の口座にログインすることができます（法人のお客さまを除きます。）</u>。</p>	<p>第5条（本人確認の方法）</p> <p>3. 口座開設以降の取引においては、当社は、当該取引に際して当社が受信したログインID、ログインパスワード、電子証明書、スマートフォンによる指紋・顔認証情報など（以下、総称して「本人確認情報」といいます）と届出の本人確認情報の一致を本規定にしたがって確認することにより本人確認を行います。</p>

API 開発者ポータルサービス利用規定

- ・規定改定における手続き要件の明確化

改定後	改定前
<p>第18条（本規定の変更）</p> <p>当社は、<u>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。</u>その場合には、当社は変更日及び変更内容を第6条の方法により通知することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</p>	<p>第18条（本規定の変更）</p> <p>当社は、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日及び変更内容を第6条の方法により通知することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</p>